

1 事業の概要

栃木県（以下、「県」という。）は、県内企業等のグローバル展開等を支援するため、ベトナム社会主義共和国（以下、「同国」という。）現地の政治・経済情勢に精通した事業者へ「とちぎベトナムサポート拠点事業」を業務委託することにより、「とちぎベトナムサポートハブ」（以下、「本拠点」という。）を設置（※）しています。

本拠点を利用いただくことで、業務委託先事業者の豊富な知見と幅広いネットワークなどを気軽に活用いただけます。

同国における事業展開の一助としてお役立てください。

※ 業務委託先: ONE-VALUE 株式会社

設置場所: 同国・ハノイ

(14F, Viet A Building, No.09 Duy Tan, Cau Giay, Hanoi, Vietnam)

営業日: 原則、同国の法定休日を除く日

営業時間: 原則、同国時間の午前9時から午後5時

2 利用資格

栃木県内に事業所を有する企業等（生産者、生産者団体、農業生産法人を含む。）、及びその同国現地法人等（以下、「利用者」という。）

3 支援業務の内容

本拠点は、利用者からの問い合わせへの対応業務（報告書やレポートなどの成果物を作成する必要のない、メールや電話のみで対応可能なもの）に加え、利用者からの依頼により、次の業務を行います。詳細は、利用申込以降に調整させていただきます。

(1) 相談対応等

報告書やレポートなど、成果物の作成を伴う相談への対応やアドバイス、訪問を伴わない法令や制度等の基本調査 など

(2) 紹介・手配等

視察、商談先の紹介、詳細調査の手配や、利用者が行程を組む際の同国での移動手段（飛行機、レンタカーの手配）に関するアドバイス など

(3) 調整等

同国の政府機関、高等教育機関や民間企業とのアポイント調整

(4) 通訳等

通訳者の手配、選定

(5) 同行支援

視察、展示会、商談会等の同行支援（※）

※ 同行者は通訳も可能な者です。

【対象外の業務】

- 具体的なビジネスを伴わない業務、具体的なビジネスに発展する可能性のない業務
- ホテルの予約や観光案内等の業務
- 違法な業務、適法性が疑われる業務、公序良俗に反する業務
- その他委託者が支援に適さないと判断する業務 など

4 費用負担

本拠点が提供する支援の利用料は、原則として県が負担します。

ただし、同一利用者による上記3の支援業務の無料での利用は1案件（※）とし、2案件目以降については、別表の『2024年度 とちぎベトナムサポート拠点事業』業務委託 単価表」（以下、「別表」という。）に基づく費用を利用者が負担することで利用することができます。

※ 1案件とは、利用者が業務を行う上で必要となる別表に係る複数項目をまとめた業務単位です。

また、次の費用等については利用者の負担となります。

- 本拠点が紹介するなどした専門家・通訳等と利用者が契約することで発生する費用
- 利用者の出張に係る支度費、渡航費、現地交通費や飲食料費、宿泊費等の一切の費用
- 利用者の商談や懇親会に係る経費（会場借上費、飲食代、土産代等）
- 利用者から発信する電話、送信するメール等に係る通信費等
- 委託業務外の内容について、利用者が本拠点と直接契約することで発生する費用
- 県を介さずに利用者が本拠点に依頼した業務に係る費用
- 別表に係る業務の2案件目以降の利用に係る費用

5 利用方法

(1) 利用申込

「とちぎベトナムサポートハブ 利用申込書」に必要事項を入力の上、下記「申込先・問い合わせ先」に記載している県及び本拠点の両方のメールアドレスにメールで提出してください。申込書受領後、詳細を電話やオンラインミーティングなどでお伺いした上で、お受けできる業務かどうかを判断します。

なお、内容によってはお受けできない業務もありますので、予め御了承ください。

◎申込先・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部国際経済課 国際戦略推進担当

TEL : 028-623-2197

E-mail : vietnam_hub@pref.tochigi.lg.jp

とちぎベトナムサポートハブ

TEL : 070-4840-7281

E-mail : tochigi.vn@onevalue.jp

※営業日：原則、日本の法定休日及び12月29日から1月3日を除く日

営業時間：原則、日本時間の午前9時から午後5時

(2) 支援業務の結果報告

本拠点から提供された関係資料等は、県経由で郵送、メール等でお送りします。

6 秘密の保持及び現地情報等の帰属について

(1) 県は、利用者及び支援業務内容について、外部に対して公開しません。

ただし、利用者から事前に許可を取った場合等は、県の広報等に掲載させていただくことがあります。

また、現地情報等の一般的な事項については、県が実施する国際化関連支援のための資料等として活用させていただくことがありますので、予め御了承ください。

(2) 本拠点から提供された現地情報等を、利用者が県に無断で第三者へ提供することはしないでください。

7 御利用上の注意

- (1) 本拠点の利用により、直接、間接に関わらず生じた結果について、利用者が不利益を被る事態が生じても、県及び本拠点はその責任を負いません。
- (2) 本拠点が紹介したことで利用者が知るに至った企業又はその企業の関係者に対して、県及び本拠点による事前の承諾なく、利用者が直接または第三者を経由して接触又は交渉することを禁止します。
- (3) 利用申込の内容により、他の公的機関等を御紹介することや、御利用をお断りすることがあります。
- (4) 利用申込の内容に応じ、余裕を持ってお早めにお申込みください。お申込みから本拠点の利用を御希望される日時まで時間的な余裕等がない場合、御希望の支援業務を実施できない、又は御利用をお断りすることがあります。
- (5) お申込み後においても、現地事情等により、支援業務の実施・調整ができないことがあります。
- (6) 予算の上限に達した場合、御利用いただけないことがあります。

8 個人情報の取扱いについて

本拠点の利用にあたり御提供いただいた個人情報については、「個人情報保護に関する法律」に基づき適切に取扱います。

別 表

「2024 年度 とちぎベトナムサポート拠点事業」業務委託 単価表

項 目	単価額
1 相談対応等	25,000円/回
2 紹介・手配等	50,000円/回
3 アポイント調整（現地政府機関）	10,000円/件
4 アポイント調整（現地政府機関以外）	10,000円/件
5 通訳の手配	4,500円/回
6 同行支援	60,000円/日

※ 上記費用は消費税及び地方消費税を含みません。

※ 同一利用者による拠点の無料での利用は1案件に限ります。

1案件とは、利用者が業務を行う上で必要となる上記の複数項目をまとめた単位です。
 なお、無料での利用は、各項目につき1回までです。

◆ 1件の例：「1 相談対応等」を利用

→ 「4 アポイント調整」を利用

→ 「6 同行支援」を利用

※ 本事例の場合、「1 相談対応等」、「4 アポイント調整」「6 同行支援」を無料で利用できます。ただし、同一項目である「6 同行支援」を再度無料で利用することはできません。

2案件目以降については、上記費用を利用者が負担することで利用可です。

なお、2案件目以降の利用に係る費用は、本拠点が利用者へ直接請求し、徴収します。